(出納室)

# 后川来公報

令和 5 年 11 月 14 日

第 13658 号(火曜日)

每週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し

(税 務 課)

○産業廃棄物処理施設の設置許可の申請

(資源循環推進課) 1 ○狩猟鳥獣の捕獲等の禁止 (自然環境課) 2 ○保安林の指定予定の通知 (森林管理課) 2

○県道の区域の変更

 (森林官埋課)
 2

 (道路整備課)
 3

○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正

公 告

○鳥獣捕獲等事業の認定の失効公告 (自然環境課) 3

○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課) 4

 ○土地改良区の役員就任公告
 ( 同 ) 4

 ○公共測量実施公告
 (監 理 課) 4

○入札公告 (警察本部) 4

告示

### 石川県告示第434号

石川県税条例(昭和29年石川県条例第23号)第130条第2項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

令和5年11月14日

石川県知事

馳

浩

| 氏名又は名称   | 什 | 表者名 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 取消年月日     |
|----------|---|-----|-----------------|-----------|
| 有限会社辻石油店 | 辻 | 康憲  | 能美市宮竹町夕82番地     | 令和5年9月30日 |

### 石川県告示第435号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、設置許可申請書及び生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、石川県知事に生活環境の保全上の見地からの 意見書を提出することができる。

令和5年11月14日

石川県知事 馳 浩

1 対象事業の名称

大阪有機化学工業株式会社の産業廃棄物処理施設設置に関する事業

- 2 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (1) 名称 大阪有機化学工業株式会社
- (2) 住所 大阪府大阪市中央区安土町一丁目8番15号
- (3) 代表者の氏名 代表取締役 安藤 昌幸
- 3 産業廃棄物処理施設の設置の場所

白山市松本町1600番1 外1筆

- 4 産業廃棄物処理施設の種類
  - 廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)の焼却施設
- 5 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃油(事業場内から発生するものに限る。)

以上1種類

6 申請年月日

令和5年10月30日

- 7 縦覧の方法、場所、期間及び時間
- (1) 方法

書面及び電磁的方法により行う。

(2) 場所

ア 書面による縦覧

石川県生活環境部資源循環推進課

白山市市民生活部環境課

イ 電磁的方法による縦覧

石川県生活環境部資源循環推進課ホームページ

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/sanpai/juuran\_r05.html

(3) 期間及び時間

令和 5 年11月14日(火)から同年12月14日(木)まで(書面による縦覧については、石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除き、午前 8 時30分から午後 5 時45分まで(白山市役所は、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで)とする。)

- 8 意見書の提出期間、提出先、提出できる者及び記載内容
- (1) 提出期間

令和5年11月14日 (火) から同年12月28日 (木) 午後5時45分まで 郵送による場合は、令和5年12月28日 (木) までの消印のあるものに限る。

(2) 提出先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県生活環境部資源循環推進課

(3) 提出できる者

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者(周辺に居住する者を始め、施設設置予定地の周辺で事業を営んでいる者等)

(4) 記載内容

意見書提出者の氏名、住所及び対象事業の名称並びに生活環境の保全上の見地からの意見(日本語により記載すること。)

### 石川県告示第436号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第12条第2項の規定により、次のとおり対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する。

令和5年11月14日

石川県知事 馳 浩

- 1 捕獲等を禁止する狩猟鳥獣の種類クロガモ
- 2 区域

県下一円

3 捕獲等禁止期間

令和5年11月15日から令和10年11月14日まで

## 石川県告示第437号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和5年11月14日

馳

石川県知事

, 100000

浩

- 1 保安林予定森林の所在場所 白山市河原山町ナ10、11の3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐は、択伐による。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 石川県告示第438号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和5年11月14日から同月28日まで縦覧に供する。

令和5年11月14日

石川県知事 馳

浩

| 路線名             | į                      |    | 路 |   | 0) | 区   | 域            |       | 関係図面の      |  |
|-----------------|------------------------|----|---|---|----|-----|--------------|-------|------------|--|
|                 | 変 更                    | 0) | X | 間 |    | 旧新別 | 敷地の幅員(m)     | 延長(m) | 縦覧場所       |  |
| <b>新日</b> 以 占 始 | 鳳珠郡穴水町字比.<br>鳳珠郡穴水町字比. |    |   |   |    | 旧   | 4.48 ~ 5.94  | 64.6  | 奥能登土木      |  |
| 鮭尾比良線           | 鳳珠郡穴水町字比.<br>鳳珠郡穴水町字比. |    |   |   |    | 新   | 6.40 ~ 12.52 | 64.6  | 総合事務所組持管理課 |  |

### 石川県告示第439号

石川県指定金融機関の名称及び所在地(昭和39年石川県告示第192号)の一部を次のように改正し、令和5年12月4日から施行する。

令和5年11月14日

石川県知事 馳

表の株式会社北国銀行寺町支店の項中「金沢市寺町2丁目」を「金沢市平和町3丁目」に改める。

公 告

鳥獣捕獲等事業の認定の失効公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の10第1項の規定により、次の認定鳥獣捕獲等事業者について、鳥獣捕獲等事業の認定が失効した。

令和5年11月14日

石川県知事 馳

浩

浩

| 認定鳥獣捕獲等事業者の名称 | 住所                         | 代表者の氏名 |
|---------------|----------------------------|--------|
| ジョリー・ロジャー株式会社 | 東京都港区北青山三丁目5番5号ティアラ北青山ビル5階 | 飯田倫也   |

# 

### 土地改良区の役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届 出があった。

令和5年11月14日

石川県知事 馳 浩

手取川七ヶ用水土地改良区

| 職名  |   | 氏 | 名 |   | 住所             | 退任年月日      |
|-----|---|---|---|---|----------------|------------|
| 監 事 | 澤 | 村 | 吉 | 之 | 野々市市下林四丁目174番地 | 令和5年10月24日 |
| 11  | 三 | 浦 | 秀 | _ | 白山市源兵島町189番地   | "          |

### 土地改良区の役員就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届 出があった。

令和5年11月14日

石川県知事 馳

浩

手取川七ヶ用水土地改良区

| 職名  | 氏 |   | 名 |   | 住所           | 就任年月日        |
|-----|---|---|---|---|--------------|--------------|
| 監 事 | 梅 | 田 | 勝 | 裕 | 白山市荒屋柏野町10番地 | 令和 5 年10月25日 |
| "   | 津 | 田 |   | 貢 | 白山市福新町 3 番地  | "            |

### 公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整 備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年11月14日

石川県知事

浩

|    | 作業 | 種 類 |    | 作 業 期 間      | 作 業 地 域  |
|----|----|-----|----|--------------|----------|
| 公  | 共  | 測   | 量  | 令和5年10月25日から | 金沢市千木町地内 |
| (用 | 地  | 測   | 量) | 令和6年2月29日まで  | 金/八甲个町地內 |

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年11月14日

石川県知事

浩

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 契約件名

ベル式429型ガイドライン訓練業務委託

(2) 業務内容

入札説明書による。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月22日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契 約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成 9年石川県告示第581号)に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全 てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体が発注した同種委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結 する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
  - イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同 じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力 団又は暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力 団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、次に示す事項について証明する書類を添えて令和5年11月28日(火)までに5(1)の提出場所に提出すること。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 国又は地方公共団体が発注した同種委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。
- 4 入札参加者資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和5年11月29日(水)までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110 (内線2214)

- (2) 入札説明書の交付方法
  - (1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限

令和5年11月30日(木)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和5年11月30日(木)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 202会議室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 8 入札に関する注意事項
- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いは行わない。

| 6  | 令和 5 年 11 月 14 日 (火曜日) | 石   | Ш   | 県    | 公   | 報     | 第13658号           |
|----|------------------------|-----|-----|------|-----|-------|-------------------|
| 9  | 入札の無効                  |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        | のない | 者の提 | 昆出し7 | た入札 | 書、入札者 | に要求される義務を履行しなかった者 |
| 0  | の提出した入札書その他入札説明書に示     | す無効 | の入札 | 書に排  | 曷げる | 入札書は、 | 無効とする。            |
| 10 | 契約書作成の要否               |     |     |      |     |       |                   |
|    | 要                      |     |     |      |     |       |                   |
| 11 | 入札保証金及び契約保証金           |     |     |      |     |       |                   |
|    | 免除                     |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |
|    |                        |     |     |      |     |       |                   |